

教育福祉委員会要求資料

令和 2 年 8 月
教 育 委 員 会

1. (制度概要) 新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変世帯に対する就学援助制度における臨時措置について
2. (保護者配布用) 家計急変の臨時措置に係る就学援助制度のお知らせ
※ 2学期開始後, 8月中に各学校を通じて保護者に配布

1. (制度概要) 新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変世帯に対する就学援助制度における臨時措置について

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を踏まえ、就学援助制度の家計急変による特別認定について、収入が急激に減少した世帯については、迅速な認定が可能となるよう、**以下の(2)に記載のとおり臨時措置を実施する。**

(1) 従来の家計急変の特別認定の要件

- ア 失業・廃業の場合は直ちに認定(同一世帯内に他に所得がある人がいなければ)。
イ 転職等で給与の減少があった場合は、月毎の収入減少額を合算し、その合計額を前年所得額から減じて、認定基準額を下回った月の翌月から認定。

$$\boxed{\text{前年所得額} - \text{月収減少額の合計} \leq \text{認定基準額} = \text{翌月から認定}}$$

※ イの場合、前年所得額が高額であれば(下記B世帯のケース)、所得に大幅な減額があっても、認定時期が遅くなる場合が生じる。

例：父・母・小3・小1の4人世帯で、就学援助を申請する場合(収入は父のみ、賞与なしの場合)

※ 実際の認定基準額は、世帯構成等によって異なるが、280万円と仮定。

	前年所得額	月収減少額	認定基準額	認定までの期間
A世帯	300万円	<u>20万円減</u> (月収30万→10万)	280万円	2か月後認定 (※1)
B世帯 (高額所得世帯)	480万円	<u>20万円減</u> (月収45万→25万)		11か月後認定 (※2)

※1 A世帯の場合、1か月目で認定基準額に達するため、その翌月である2か月後に認定となる。

$$\boxed{300\text{万円} - 20\text{万円} (1\text{か月分の減少額}) \leq \text{認定基準額} 280\text{万円}}$$

※2 B世帯の場合、10か月目で認定基準額に達するため、認定まで11か月を要する。

$$\boxed{480\text{万円} - 200\text{万円} (10\text{か月分の減少額}) \leq \text{認定基準額} 280\text{万円}}$$

(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的措置(新規)

令和2年1月以降で収入の減少した任意の連続する3ヶ月分の給与明細の写し等、収入状況がわかるものを確認することにより、世帯の見込年収から所得額を推定し、認定基準額を下回れば直ちに認定する。

なお、令和2年12月末までの申請であれば、令和2年4月に遡って認定する。

※ 臨時的措置により、**上記B世帯であっても、月額25万円の収入がすでに3か月連続していれば、推定年収を300万円とし、そこから給与所得控除後の所得額(192万円)を算出することで、速やかな認定を行うことが可能。**

$$\boxed{\text{推定所得額} 192\text{万円} \leq \text{認定基準額} 280\text{万円} \Rightarrow \text{認定}}$$

就学援助制度のお知らせ

～新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変の臨時措置～

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。認定には所得基準があり、世帯人数等に応じて審査し、基準額以内の場合は認定しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通常の認定申請が不認定の場合でも、家計急変により収入が急激に減少した世帯については、下記の臨時措置を行います。

<就学援助の申込について（通常の認定）>

申請は随時受け付けておりますので、学校へお申し込みください。審査は、昨年の世帯全員の合計所得が下表の所得基準額を下回っていれば、申請月の1日から認定されます。

所得基準額						単位(円)
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増すごとに
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算

「世帯人数」：住民票上の世帯ではなく、実際に同居されている全ての方です。ただし、同居されていない場合でも、単身赴任の方がいらっしゃる等、生計を一とする場合は世帯に含まれます。

「所得額」：源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照。

<令和2年度 家計急変世帯への臨時措置>

昨年に比べ今年の収入が急激に減少し、家計急変した世帯については、下記の方法により、今年の収入状況から算出した見込所得額が、所得基準額を下回る場合は認定します。この家計急変による臨時措置は、令和2年12月末までの申請は、令和2年4月にさかのぼって認定いたします。

なお、令和3年1月以降の申請は、これまでどおり申請月の1日からの認定です。

<令和2年度>家計急変の審査方法（臨時措置）

【収入等が激減した場合】

令和2年1月以降で、収入の減少した3ヶ月分の給与明細の写し等、収入状況のわかるものを提出してください。（提出月は任意ですが、連続した3ヶ月間。世帯の中で収入のある方全員分。）

それにより世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定をいたします。

※所得金額の計算は給与・事業等の所得の種類により変わります。

【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの（雇用保険受給資格者証や税務署に提出した廃業届の写し等）を提出し、確認できた場合はその方の所得金額を0円とみなし、世帯の合計所得を算出し審査を行います。

通常の認定審査で不認定の場合でも、臨時措置で認定できる場合があります。

《家計急変の臨時措置の例》

(父・母・小3・小1)の4人世帯で、就学援助の申込の場合

- ・世帯の令和元年の年収480万円【所得330万円(給与所得控除後の額)】とする。
収入は父1人(給与収入者で、賞与は無い方の場合)
- ・コロナウイルス感染症の影響で、父の月収は4月までは月40万円だったが、5月以降は、月15万円に減少

認定審査 (通常の認定)

(所得基準額)

世帯の令和元年所得(給与所得控除後の額)

4人世帯 2,792,700円 < 3,300,000円 ⇒ 不認定

認定審査で不認定であっても減収の場合、家計急変を学校に相談



家計急変審査 (臨時措置)

家計急変を申請し5月～7月の3ヶ月分の父の給与明細の写しを提出

ご提出いただいた収入状況から見込年収・所得額を算出します。

月収15万×3ヶ月分を4倍して、年収180万とし、給与所得控除後の額108万が所得となります。

(所得基準額)

世帯の令和2年の見込所得額

4人世帯 2,792,700円 ≥ 1,080,000円 ⇒ 認定

※収入や所得金額の計算は給与・事業等の種類により異なります。

※令和2年4月以降に、既に家計急変で申請されている世帯は、新たな申込書の提出は不要です。

なお、家計急変を確認するため、添付書類を新たに依頼する場合がありますので、ご了承ください。

<所得基準額への加算額>

世帯に、妊産婦、高齢者(70歳以上)、母子・父子世帯や障害のある方、長期療養中の方、18歳未満の子が3人以上いる世帯(3人目以降1人増すごとに)の場合は、所得基準額に23万円が加算されます。(臨時措置での申請にも適用されます。)

よくある質問

Q. マイナンバーを申告する必要があるのですか？

A. まずは、令和元年所得で認定審査を行いますので、マイナンバーを活用することで所得金額等を確認することができ、証明書の提出が不要となるため、できるだけマイナンバーを申告して下さい。

Q. 祖父母と同居していますが、祖父母のマイナンバーも申告する必要がありますか？

A. 同居の方全員について所得の確認が必要ですので、祖父母のマイナンバーも申告していただく必要があります。

Q. 扶養や配偶者控除の対象になっている場合、所得はどのような扱いになりますか？

A. 扶養や配偶者控除の対象になっている方の所得は合算しません。

ただし、配偶者控除よりも所得が高い、配偶者特別控除となっている方については、所得は合算されます。